

会 議 録

令和5年度 第1回藤沢市子ども・子育て会議

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 2023年（令和5年）7月14日（金）10：01～11：26 |
| 開催場所 | 藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室 |
| 出席者 | 委員16名（うち、職員1名） 澁谷委員長、猪野委員、大津委員、神原委員、齋藤（勤）委員、 大竹委員、中尾委員、池辺委員、松尾委員、鬼塚委員、井本委員 高木委員、野際委員、久保委員、鈴木委員、三ツ井委員 事務局28名 子育て企画課（吉原課長、三膳主幹、大久保課長補佐、田淵課長補佐、 佐藤課長補佐、山中主査、中野主任） 保育課（宮代課長、田遠主幹、作井主幹、渡辺課長補佐、山中課長補佐、 中野上級主査、近藤主査、木村主査、八木主査） 子育て給付課（寒河江課長、坪井課長補佐、鶴井課長補佐） 子ども家庭課（原田課長、金子課長補佐、忽滑谷課長補佐、 小林課長補佐） 青少年課（齊藤課長、小野課長補佐） 健康づくり課（神谷課長、中村主幹、上林課長補佐） |
| 欠席者 | 委員5名 |

内 容

1 開 会

(1) 委員の変更について

2 議 事

(1) 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」について

ア 計画事業の進捗状況（令和4年度実績）

イ 第4章における掲載事業（113事業）の令和4年度取組状況について

(2) 「藤沢市子ども共育計画」について

ア 第4章における掲載事業（100事業）の令和4年度取組状況について

(3) その他

3 報 告

(1) 今後の子ども施策等について

(2) 医療的ケア児の相談窓口について

(3) その他

4 閉 会

1 開 会

○事務局（子育て企画課）

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議事に入るまで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、竹村裕幸委員、天野和美委員、齊藤多江子委員、佐々木宜子委員から事前にご欠席のご連絡がありました。また、野際委員もご欠席ということで承知をしております。中尾委員と井本委員はオンラインでのご参加ということでよろしくお願いいたします。

現時点で、委員20名中15名のご出席をいただいておりますので、藤沢市子ども・子育て会議条例に定める定足数の条件を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

(1) 委員の変更について

○事務局（子育て企画課）

続きまして、委員の変更についてご案内いたします。

お手元の名簿をごらんください。名簿のナンバー3、藤沢市みらい創造財団より神原勇人様、ナンバー15、神奈川県中央児童相談所より、子ども支援第一課長の高木聡様が、人事異動等に伴いまして新しく委員になりました。今申し上げました委員の皆様には、事前に郵送にて委嘱状を交付させていただいております。

また、ナンバー20、藤沢市子ども青少年部長、三ツ井幸子が、人事異動により新たに委員となりましたことをご報告いたします。

それでは、新しく委員になりました皆様に、名簿の順番にマイクをお渡しします。一言簡単で構いませんので、自己紹介をよろしく願います。

○神原委員

おはようございます。公益財団法人藤沢市みらい創造財団の専務理事をしております神原と申します。

当財団は、ご存じのとおり、青少年会館、少年の森、児童館、地域子どもの家の運営、それから55の児童クラブの運営に携わらせていただいております。前任の梶ヶ谷の後任として今回委員になりましたので、どうぞよろしく願います。

○高木委員

おはようございます。神奈川県中央児童相談所の子ども支援第一課長の高木と申します。このたび人事異動がありまして、前任、山下から引き継ぎました。

藤沢地区の担当をしている課長になりますが、日ごろ児童福祉に関しましては皆様のお力をおかりして業務をさせていただいております。厚く御礼を申し上げます。引き続きよろしく願います。

○三ツ井委員

皆様、こんにちは。4月1日付で子ども青少年部長となりました三ツ井と申します。

子ども関係の部門は実は初めてでして、皆様に教えていただくこともたくさんあるかと思っております。お力添えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○事務局（子育て企画課）

ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。事前に郵送させていただきましたものですが、会議次第及び名簿、資料1「『第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画』第5章における掲載事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）令和4年度の実施について」というA3の折り込みのもの、資料2「『藤沢市子ども・子育て支援事業計画』第4章における掲載事業（113事業）令和4年度の実施について」、資料3「『藤沢市子ども共育計画』第4章における掲載事業（100事業）令和4年度の実施について」、資料4「今後のこども施策等について」、資料5「医療的ケア児の相談窓口について」、座

席に置かせていただいております「子ども・若者の意見表明を考えるワークショップ」のチラシ、以上です。

不足等がございましたら、事務局のほうにお申し出をお願いいたします。——資料5は、今配っていますが、小さいパンフレットになります。——「子ども・若者の意見表明を考えるワークショップ」のチラシは、今置かせていただいていたので、後ほど配布をさせていただきます。申しわけございません。

では、続けさせていただきます。

本日は、会議録の作成を事業者に依頼しておりますので、速記者が同席しております。ご発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じてお話しいただきますようお願いいたします。

また、記録のため、ZOOMの画面を録画させていただきますので、ご承知おきください。

また、本日は、会場の都合によりまして、終了時間を11時半とさせていただきますため、ご協力をお願いいたします。

最後に、本日の会議でございますが、この会議は、地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられておりまして、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開すること、また藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条の規定に基づき、会議資料につきましては原則として閲覧に供することとされておりますので、公開としたいと考えております。このことについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（子育て企画課）

ご異議なしとのことです。

本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

この後の進行は澁谷委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○澁谷委員長

皆さん、こんにちは。引き続き私のほうで進行させていただきます。

本日は11時半に会議を終了できるよう進行したいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

2 議 事

(1)「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」について

ア 計画事業の進捗状況（令和4年度実績）

イ 第4章における掲載事業（113事業）の令和4年度取組状況について

○澁谷委員長

それでは、早速、次第2「議事」に入ります。

(1)「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」について、ア「計画事業の進捗状況（令和4年度実績）」、そのほか続けて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

それでは、(1)「『第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画』について」の令和4年度における「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、ア「計画事業の進捗状況（令和4年度実績）」でございます。こちらについては、子ども・子育て支援事業計画の第5章における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の令和4年度の取り組みについてご説明をいたします。

この資料は、子ども・子育て支援事業計画書の104ページから114ページに掲載しております教育・保育の需要量と供給量の実績についての報告と、本市が子育て家庭を対象に実施している11の地域子ども・子育て支援事業の実績と、大きく2点についてご報告するものでございます。

まず、1ページをごらんください。

こちらには、認定こども園の教育利用と幼稚園について、市全域における需給計画と実績を掲載してございます。表上段の網かけをしていない部分が計画値で、表下段の網かけ部分が実績となっております。

令和4年度については、需要量の実績が5191人、これに対する供給の実績は7520人で、その差は供給量が2329人分上回りました。需要に対しまして現在十分な供給量が確保されている状況です。

しかしながら、今後、就学前児童数の減少が見込まれる中、需給の乖離幅の増大が懸念されております。今後につきましては、引き続き幼稚園の認定こども園への移行など、新制度への移行支援を進めていきたいと考えております。

2ページから3ページは、認定こども園の教育利用と幼稚園について、教育・保育提供区域における4地域別に需給計画と実績を掲載してございますが、ここでの説明は割愛さ

せていただきます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

認定こども園の保育利用と認可保育所及び地域型保育事業等について、市全域の需給計画と実績を掲載してございます。こちら表の左上段の網かけをしていない部分が計画となっており、左下段が実績、右下段が実績の需給差と計画と実績の差を掲載してございます。

令和4年度については、需要量の実績が8815人で、これに対する供給の実績は9617人、需給の差は供給量が802人上回りました。

令和4年度は、認定こども園の定員拡大を図るなどしましたが、待機児童が令和3年度に引き続きゼロとなったことから、施設整備については、供給過多とならないよう慎重に検討した結果、公募による新設整備は行わないことといたしました。今後につきましては、引き続き就学前児童数や保育ニーズ等の動向を見極めた上で、必要な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

5ページから8ページについては、教育・保育提供区域の4地域別に需給計画と実績を掲載してございますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして、9ページをごらんください。

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに担当課より令和4年度の取り組み実績についてご説明をさせていただきます。

○事務局（保育課）

私からは、(1)「利用者支援事業」の量の見込み、基本型・特定型についてご説明いたします。

こちらの事業につきましては、特定型に該当の保育コンシェルジュによる保育を希望される保護者の方の相談に応じて、個別のニーズに合った保育サービスの情報提供を、保育課窓口及び子育て支援センターで行っているものです。また、入所保留となった児童の保護者に対して、代替保育施設等の情報をご案内するアフターフォロー業務も行っております。

令和4年度の実績としましては、計画どおり、保育課窓口及び市内3カ所にある子育て支援センターの計4カ所で、相談支援を実施いたしました。今後につきましては、より幅広い相談をお受けするなど、さらなる充実を図ってまいります。

基本型・特定型については以上となります。

○事務局（健康づくり課）

母子保健型につきましてご報告させていただきます。

母子保健型につきましては、健康づくり課の南北保健センターの2カ所と、母子手帳の交付、一時相談を行う子育て給付課の3カ所を、子育て世代包括支援センターと位置づけて、安全な妊娠・出産・育児への切れ目ない支援を、相談支援等を通じて実施をしております。量の見込みとしましては、箇所数で報告をさせていただいております。今後も妊娠期から子育て期までの継続した支援を継続してまいりたいと考えております。

○事務局（保育課）

私は「時間外保育事業（延長保育事業）」についてご説明させていただきます。

こちらの事業については、通常の保育時間を超えて児童をお預かりする事業となっております。延長保育事業の令和4年度の実績は6021人、確保の内容は7044人となっております。今年度も引き続き事業を実施させていただきたいと考えております。

○事務局（青少年課）

それでは、「放課後児童健全育成事業」について説明させていただきます。

10ページ（3）の表のとおり、量の見込みに対して確保した人数、それから、量の実績につきましては量の見込みを下回る形になっており、確保実績は量の見込みを上回る形となっております。

ただ、放課後児童クラブにつきましては、市内の小学校区において利用のニーズの差異があるため、待機児童が市内でまだ解消されてない状況にあるため、今後も待機児童解消を目指して整備を進めていく予定です。

○事務局（子ども家庭課）

それでは、次のページの（4）「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」についてご説明させていただきます。

子育て短期支援事業は、子育て中の保護者が、病気、出産、出張、残業、冠婚葬祭などの理由によりまして、一時的に家庭での子どもの養育が困難になった場合、預かりをする事業で、2歳以上、12歳以下で小学生までのお子さんが対象となっております。宿泊を伴う預かりのショートステイ、夕方から夜間の預かりを行うトワイライトステイがございます。

令和4年度のショートステイの実績につきましては、延べ利用日数が366日となっております。コロナの影響で利用が落ち込んだ令和元年度の204日、令和2年度の21

7日から回復傾向にございます。また、登録児童数も増加しているため、当面は利用数の増加が見込まれております。コロナが5類移行となりましたけれども、基本的な感染対策を継続していただきながら、できる限り利用制限をせずに、支援を必要としている方が利用できるように事業を実施してまいりたいと考えております。

○事務局（健康づくり課）

（5）「乳児家庭全戸訪問事業」についてご説明いたします。乳児家庭全戸訪問事業につきましては、生後4カ月までのお子さんがあるご家庭の全戸訪問事業となっております。

量の実績としましては、昨年度と比べ、減少しておりますが、確保の内容としましては、出生数をもとにしている数値となっており、出生数が減少している状況もありますので、令和4年度の実施率は99.9%となっております。在宅ワークの機会や育児休暇の変更等も含め、今後、育児中の父親の参加も含めた検討が必要となるため支援を検討していきたいと考えております。

○事務局（子ども家庭課）

（6）「養育支援訪問事業」についてご説明させていただきます。養育支援訪問事業は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭が対象となっております。

事業内容といたしましては、出産前の支援が特に必要な妊婦に対して、妊娠期からの継続的な支援や、養育者及び子どもへの育児指導、出産後間もない養育者の育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼ等に対する相談、ネグレクト等、虐待のおそれやリスクを抱えている家庭に対して、支援・助言を訪問により行ってございまして、関係機関と連携して対応してございます。

令和4年度の実績につきましては、保健師による専門的支援、それからヘルパーによる育児・家事援助の利用実績が、延べ592人で行っていただきました。行政側で支援が必要と判断をしても、保護者側にニーズがなかったり、支援の拒否をされるケースもございまして、支援につなげる難しさがございます。

具体的な支援の実施が難しい場合は、まずは保護者との関係性の構築を目指して、ご家庭の困り感等を整理し、そのご家庭ごとに合った対応をしていくことが大切だと考えております。各家庭により必要な支援はさまざまでございますけれども、より効果的な支援が行えるよう、関係機関との連携強化を図りながら、適切な支援に結びつけていきたいと考えております。

○事務局（子育て企画課）

(7)「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）」についてご説明させていただきます。

子育て支援センター及びつどいの広場事業に関しては、親子が集う居場所というところで広場事業を行っております。

令和4年度の実績につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策として、引き続き予約制で実施しておりました。利用していただくことには制限はありましたが、利用者を拡大していくことに当たり、利用者もふえている現状となっております。

令和5年度からは予約を不要とするため、さらなる増加が見込まれます。確保の件に関しては特に変更はありません。今後につきましては、子育て支援センター及び広場事業を利用していただくために、子育て世代のニーズ等を精査し、事業内容につきましては地域子育て支援の充実を図る必要があると考えます。

○事務局（保育課）

続きまして、(8)「一時預かり事業」、①「幼稚園が実施する預かり保育事業（幼稚園在園児対象）」についてご説明させていただきます。こちらの事業は幼稚園の在園児を対象とした基本の教育時間前後の預かり保育に関する事業です。

保護者のニーズに対応しまして、利便性の向上を図るために、幼稚園が行う預かり保育事業への助成を行ってまいりました。利用者数は今現在、増加の傾向にありますので、今後も利用者数の推移を注視しながら、預かり時間の長時間化など、さまざまなニーズを捉えた事業の充実を検討してまいりたいと思っております。

○事務局（保育課）

②「幼稚園以外が実施する一時預かり事業」について、引き続き保育課からご説明させていただきます。こちらは認可保育所において児童を一時的にお預かりする事業となっております。

令和4年度の「一時預かり事業（幼稚園以外の実績）」は2万3637人日、確保の内容は4万2768人日となっております。こちらにつきましては、令和4年度は19施設で実施しております。今後は家庭で育児を行う保護者の負担軽減やリフレッシュなどの視点も踏まえ、事業の拡充を検討していきたいと考えております。

○事務局（子ども家庭課）

引き続きまして、一時預かり事業の下にございますファミリー・サポート・センター事業とトワイライトステイ事業についてご説明をさせていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児以外についてですが、ゼロ歳から小学6年生の子どもがいる保護者が、安心して子育てができるように、子育ての手助けを希望する方のおねがい会員さんと、手助けができる方のまかせて会員さんが、地域の中でお互いに助け合うアドバイザーの仲介による登録制の預かり事業となっております。

令和4年度の実績につきましては3679件でございました。課題といたしましては、おねがい会員数と比べまして、まかせて会員数が少ないということが挙げられます。実際に預かりを依頼しているおねがい会員さんは約500人となっておりますので、現状では事業運営に問題はございませんけれども、将来的に活動の支障が出ないよう、まかせて会員さんの数を確保していく必要があると考えております。まかせて会員さんの数の確保と同時に、適切な研修内容・時間を設定して、引き続き安全に預かっていただき、安心して預けていただける体制を維持してまいりたいと考えております。

その下のトワイライトステイ事業についてですが、夕方から夜間の預かりを行うトワイライトステイ事業の実績は、延べ利用日数が68日でございました。ショートステイと比べますと、トワイライトステイの利用者が少ない状況でございますけれども、各ご家庭の状況によりまして、利用ニーズが異なる部分もございますので、預ける際の選択肢の1つとして、継続して事業を実施しながら、サポートを必要とする方にサービスが届けられる体制を確保してまいりたいと考えております。

○事務局（保育課）

（9）「病児保育事業」について説明をいたします。保育課の渡辺と申します。

病気等の回復期に至らない児童を対象にした病児保育を、医療機関1施設、認可保育所1施設において実施しております。また、病気の回復期にあるが、安静の確保に配慮する必要がある児童を対象にした病後児保育を、認可保育所3施設において実施しております。

数の内訳としまして、令和4年度計画は1001としてありますが、内訳につきましては、病児が663、病後児が338となっております。実績については、新型コロナウイルス感染症の流行が落ちついたころより、さまざまな病気にかかるお子さんもふえまして、利用率が上がっております。

また、病児・病後児保育の対象者につきましては、今までは市内の在住者のみとさせていただいておりましたが、今年度からは保護者が市内に在勤または在学の方も利用ができるようになっております。今後も教育・保育提供区域ごとのニーズを捉え、事業の拡充を検討していきたいと思っております。

○事務局（子ども家庭課）

続きまして、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児利用についてご説明させていただきます。

令和4年度の実績といたしましては11人の利用でございました。実績値としましてはコロナの影響で減少して以降、横ばいの状況となっております。コロナの蔓延状況によりまして、病児・病後児の預かり、出席停止のお子さんの預かりを控えていただくなどの対応をお願いしたため、数値が減少したものというふうに捉えております。今後もお子様の安全を第一に考えつつ、なるべく事業を継続できるように、引き続き感染対策の継続を進めてまいりたいと考えております。

次に、(10)「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり）」についてご説明をさせていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業の就学児の預かりにつきましては、3309人の実績値でございまして、前年度から約600人の増となっております。

課題と今後の取り組みといたしましては、まかせて会員になるための研修会を3日間実施しておりますけれども、お子様を安全に預かっていただくために、救命講習等の研修を手厚く行うとともに、まかせて会員の増加につながるよう、受講しやすい環境づくりについても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○事務局（健康づくり課）

(11)「妊婦健康診査」についてご説明いたします。

妊婦健康診査につきましては、1回の妊娠につき上限14回分までの健康診査の補助を行っております。量の実績としましては、昨年度と比較し、減少しております。確保の内容としましては、母子健康手帳等の発行件数に14回を掛けた数値になっており、確保実績との量の差が、昨年度と比較し、若干多くなっております。

令和5年度から産後ケア事業の訪問型の開始や、多胎妊婦の5回分費用補助の上乗せ、新生児聴覚検査等の費用の助成も始まっておりますので、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○事務局（子育て企画課）

以上で教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る令和4年度の取り組み状況についての説明を終わらせていただきます。

○事務局（子育て企画課）

続きまして、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の第4章に掲載をいたしました113事業につきまして、令和4年度の取り組み状況をご説明いたします。

では、お手元に資料2をご用意ください。こちらも右肩にページ数を振らせていただいております。

まず、1ページをごらんください。このページでは、第4章に掲載いたしました113事業に対する所管課の自己評価の結果を、計画の章別、評価別に集計した一覧表をお示しております。

表の下部に記載されました評価基準を参照の上、表の合計欄をごらんください。90%以上達成したA評価とした事業が113事業中45事業で、全体の38%を占めました。また、70%から90%達成できたB評価とした事業が113事業中70事業で、全体の59%を占め、最も多い評価結果となっております。50%から70%を達成したC評価とした事業は113事業中1事業、30%から50%達成したB評価とした事業は113事業中、こちらも1事業となっております。また、事業終了や対象者がなかったなどの理由で未評価とした事業は2事業ございました。

事業ごとの令和4年度における取り組み状況等と評価等につきましては、2ページ以降に掲載しております。

以上で資料2についてのご説明を終わらせていただきます。

○澁谷委員長

議事(1)「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」につきまして、計画の第5章に掲載のものについては資料1で、第4章に掲載のものについては資料2に基づき、令和4年度の取り組み状況についてご報告いただいたところでございます。

計画に対してはおおむね順調に経過をしているという趣旨のご報告であったかと思いますが、委員の皆様からごらんいただきまして、この取り組み状況につきまして、何かご意見やご質問がございましたらご発題いただければと思います。

事業数が非常に多くなっておりますので、全ての事業について丁寧にごらんいただく時間はなかなかないかと思うのですが、特にそれぞれの委員の方にご関連のあるところ等で、この辺は課題として押さえておいたほうがいいのか、この評価については少し確認をしておきたいといったところがございましたら、ご指摘いただきたいと思います。

○猪野委員

放課後児童健全育成事業に関してなんですが、学校によっては児童数がかなりふえて、

空き教室が全然ない学校が出てきています。放課後の子ども教室をやるにしても、そういうのをやれる教室がないという問題が1つあります。

もう一つは、放課後でなくても、不登校ではなくて、学校には行けるけど、教室には入れないという子どもたちがやっぱりいて、そういう子どもたちがいられる場所とか、ケアできる場所というのが、今少なくなっているような気がするのですね。その辺がどうなっているのか。

放課後に関しては、児童クラブなどとの連携ということが書かれているので、そこは解消できる部分もあると思うのですけれども、先ほどのお聞きしたい2点についてお答えいただくとありがたいと思います。

○澁谷委員長

放課後児童クラブの状況に関しまして、今ご質問のあった件につきまして、事務局よりコメントがございましたらお願いいたします。

○事務局（青少年課）

青少年課からお答えさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、ご指摘のとおりで、まず、先ほどご説明させていただいたとおり、小学校区によってはまだ足りてない状況です。ただ、猪野委員からのご指摘のとおり、学校での整備というのは現状としては難しい。結局、子どもが多いから、児童クラブの需要も多い。そういったところでは、学校の教室も足りなくなっているの、学校外の施設を探すという整備の仕方が基本となっています。

そうすると、そういったところでは、同じく放課後子ども教室を進めることも難しいというのが現状になっております。放課後児童クラブ、子ども教室につきましては、現状このような状況になっています。

○澁谷委員長

放課後児童クラブにつきましては、たしか先回の会議でも話題になって、実態と課題としては把握をされているのだけれども、そここのところのさまざまな諸調整が必要ということで、一応計画に沿って実施はしているのですが、課題については今、猪野委員からご指摘のあったようなところについて、引き続きこの会議体でもさまざまなご意見をいただきながら、必要な供給量を確保していきたいということかと思えます。

この件について何かございますか。——よろしゅうございますか。

では、この件については、次期の会議体の中でも取り扱うとともに、猪野委員からもご

指摘のありましたとおり、この会議体でも不登校の子どもたちの居場所のことが話題になることが割と多いので、放課後ケアのところを、放課後だけではなくて、日中の学校以外の居場所としても活用されるような実態が全国的に見てもありますので、そのあたりも視野に入れながら、子どもたちの地域の居場所というのを少し考えていくことが必要だというご指摘だと受けとめました。ありがとうございます。

○久保委員

公募委員の久保でございます。

1つ質問です。資料2の11ページですが、69番の「思春期保健事業の実施」という項目があると思います。この中の「令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等」の項目の「思春期保健教育：13校」の「内訳」のところなのですが、けれども、「その他2件」というのは具体的にどのようなことを指しているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○澁谷委員長

少しお時間が必要なようでしたら、先に池辺委員からご質問いただいて、まとめて事務局のほうからご回答いただければと思います。

○池辺委員

湘南高校の池辺でございます。ご報告ありがとうございます。

主に本校の定時制の生徒についてです。一般論で話をさせていただきますと、学校教育活動を進めていく上で、保護者の方との連携が欠かせないような場面において、保護者の方のお子様に対する支援の力という部分で非常に格差がある。

資料1の10ページの(6)「養育支援訪問事業」についてご説明いただいたのですが、小中学校のことなのかなと思うので、ここに該当するかどうかはわからないのですが、数字上は実績が年々増加をしているということは、非常にわかりやすい。

私どもが教育活動をやっていく上で、お子さんの状況を保護者にご説明しても、どうしてもなかなか受けとめられない。本校の場合、高校生になっているので、大分、親離れもできてはいるのですが、やはり高校生ぐらいまでは家庭の力というのは非常に大きいものがある。

例えば保護者の方が、自分の家庭における立ち位置というものが極めて不安定な状況があると、肝心の土台である家庭の環境というところが安定しません。幾ら本人あるいは学校で支援をしても、なかなか落ちがつかない。恐らく全ての事案の半分以上はこれなの

かなと思っているのです。

要望とかではないのですけれども、やはりここの連携は学校ではかなり早く見出すことができるのです。多分、家庭で児童生徒が大分苦しんでいるというか、途方に暮れているというか、よくわからない状態になっている。私たちのアプローチとしては、藤沢市さんにも大変お世話になっているのですが、スクールソーシャルワーカーとかを通して福祉につないでいく。つなぐときに、生徒だけではなくて、保護者の方と一緒につないで、それぞれにケアをしていただくという場面がある。これが成功するかどうかというのが、生徒の未来につながる物すごく大きな要因になっていると考えているところでございます。

質問ではないかもしれませんが、そうしたときに、本来もっと保護者の方が、社会福祉的な支援をすごく必要としているのだけれども、そういう方は支援に向かって行く力もなかなかないので、結果、孤立してしまっているという例が学校サイドから見えることがよくある。実際どうやって藤沢市さんにつないだらいいだろうかということ、学校でずっと議論していることがよくあるのです。

そこは私もどうしていいかわからないところなので、学校側から見たときの課題に。これが機能すると、教育力が物すごく上がってくるのかな。もちろん小学校、中学校がメインなのかもしれませんが、高校まで含めることは非常に大きな部分です。ここの数字がふえているところについては、私は非常に評価というか、藤沢市さんは本当に頑張っているというのと、もっともっと踏み込んでいく施策がないかということと一緒に考えていきたいかなと思っているところでございます。

○澁谷委員長

そうしましたら、まず、久保委員については事務局へのご質問かと思しますので、ご回答をお願いいたします。

池辺委員のご発題につきましては、どうしたらいいのかというのは、本当はこの場でぜひ委員の皆様のご意見も聞いてみたいところです。その中から事務局、市のほうとしても、どんな取り組みができるかを考えていきたいです。とりあえずそのあたりも今後の視野に入れつつ、家庭とか世帯でさまざまな課題を持っていて、そこにいわゆるアウトリーチといえますか、積極的に必要な支援を届けていって、子どもたちが伸びやかに生活できるのか、そのあたりの取り組み状況についてはいかがか、もし本日の時点でコメントがあればよろしくをお願いいたします。お願いしてよろしいでしょうか。

○事務局（子ども家庭課）

ご質問ありがとうございます。

支援が必要なご家庭に対しては、子ども家庭課のほうで子ども・子育て支援相談などをやらせていただいております。また、虐待状況があったり、特に支援が必要なお子さんに関しては、要保護児童対策地域協議会というところで相談受理をした中で支援をさせていただいております。

先ほど委員からご指摘があったとおり、親御さんへの支援というところも含めて、こちらのほうで支援はさせていただいているところです。例えばお母様方に精神的に疾患があるなどしてお子様の養育がうまくいってないということであれば、そういうお母様に対して支援を入れていくとか、そういうところもやっております。

先ほど委員からお話があった養育支援訪問事業に関しては、比較的低年齢層のお子さんに対して支援として入っているところが多いのかなと思っています。出産直後のお母さん方に対して育児支援ということで入らせていただいたり、家事支援で入らせていただいているところもございます。中には高校生になったところで、ヤングケアラーであったりする場合には、必要に応じて家事支援等を入れていくこともあります。学校さんのほうで、もし支援が必要なご家庭があるということであれば、ぜひ子ども家庭課にご相談をいただけるとありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（健康づくり課）

先ほど「思春期保健事業の実施」についてご質問をいただきました。「その他2件」につきましても、小学校のPTAの方たち向けの1件と、あとは養護教諭部会のほうからご相談をいただきましたので、その場で1件教育をさせていただいております。

○澁谷委員長

とりあえず事務局からの回答としてはよろしゅうございますか。――では、ご回答いただいたことをもとに、今度は令和5年度以降の状況で、必要な議論をまたこの会議体の中でしていくというところは少し留意しておきたいと思います。

○鈴木委員

たくさん取り組みをしていただけてすごくありがたいなと思っています。地域で子育て広場をやってお母さんたちの話を聞くことがあるのですが、資料1の一時預かり事業のところ、ファミリー・サポートは知っている方が多いけれども、ショートステイやトワイライトステイは知っている方がすごく少ないです。また、その両方をリフレッシュで利用できることを知っている方もすごく少なく、知っていたとしても、そんなことで使っ

てはいけないというか、利用するハードルがすごく高いなと感じています。

例えば渋谷区とか世田谷区は、出産した方にベビーシッターの体験券みたいなものを配ったりしているのですけれども、やはり早い段階でお試し利用みたいなものができること、実際の利用のハードルが下がるのかなと思っているので、今後のところでそういったことも検討されるといいなと思いました。質問というか感想です。

○澁谷委員長

そうしましたら、今のはご意見ということで、実際需要がどのくらいあるのかといったときに、まだ見えてない部分があるのではないかという大変貴重なご指摘かと思えます。そのあたりのところを踏まえながら、必要な計画を立て、その周知をどうするかというところは、また委員の皆様からいろいろご意見をいただければと思います。

○神原委員

先ほどの池辺委員の養育支援訪問事業の関係なのですが、量の実績のところを見ますと、令和2年、3年、4年と、ほかの事業の実績値に比べると、かなり大きく伸びているという数字だと思うのです。それは単純に支援を必要な家庭がふえているということは、実際そうなのだろうかと予想されますが、この伸びについて、例えば市のほうで積極的に何か取り組みをした結果、こういった件数の増加になっているのか。それとも、単にそういう支援の必要がふえているのか。コミュニティソーシャルワーカーとか、そういった人たちの活動によって掘り起こされているのか、その辺は市としてこれをどういうふうに分析しているのかをお聞きしたいです。

○澁谷委員長

令和4年度、あるいは過去の推移も見まして、貴重なご指摘かと思えます。こちらは事務局からお気づきの点があれば、ご回答をお願いいたします。

○事務局（子ども家庭課）

養育支援訪問事業につきましては、ご指摘のとおり実績値としてかなり伸びているという状況でございます。実際これを行ったから、これだけ件数がふえましたということをお申し上げるのはなかなか難しいところがございますけれども、要保護児童対策地域協議会のさまざまな代表者会議、実務者会議とか、部会の中でも、関係機関の皆様とも、常日ごろから情報連携をとりながらやらせていただいています。そういった医療機関とか、各児童の所属機関から、「心配なお子さんがあるのだけれども」という形で、日々情報をいただいて、それをもとに相談をさせていただいて、支援につなげているという状況でございます。

す。

件数としてふえているところについては、相談の件数が、年々100件程度ずつふえているような状況でございますので、そういった中で、こういった事業に結びつけていくというような形で、件数がふえていっていると認識しております。

○澁谷委員長

このあたりのところも、子どもたちあるいは世帯の抱えている課題にどう気づいて事業を展開していくのかは大事なところかと思っておりますので、推移については引き続き見守ってまいりたいと思っております。

そうしましたら、多分、個々の事業を見ていくと、ご指摘あるいはディスカッションをされたいこともまだまだあるかと思うのですが、残り時間40分という形で、時間が限られてまいりましたので、オンラインの方も含めて、この場でどうしてもということがあればご発題いただきたいのですが、もし特になければ、次の議事に移りたいと思っております。よろしゅうございますか。

(2)「藤沢市子ども共育計画」について

ア 第4章における掲載事業（100事業）の令和4年度取組状況について

○澁谷委員長

議事(2)「藤沢市子ども共育計画」、ア「第4章における掲載事業（100事業）の令和4年度取組状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

「藤沢市子ども共育計画」の第4章に掲載した100事業について、令和4年度の取り組み状況をご説明させていただきます。資料3をお手元にご用意ください。

こちらも見開きを開いていただいて1ページをごらんください。このページでは、「藤沢市子ども共育計画」の第4章に掲載をいたしました100事業に対する所管課の自己評価の結果を、計画の章別、評価別に集計をした一覧表をお示ししております。

表の下部に記載された評価基準を参照の上、表の合計欄をごらんください。90%以上達成したA評価とした事業が100事業中54事業で、全体の50%を占め、こちらが最も多い評価結果となっております。また、70%から90%達成できたB評価とした事業が100事業中51事業で、全体の47%を占めております。続いて、50%から70%を達成したC評価とした事業は100事業中1事業で、全体の1%となりました。最後に、

事業終了や対象者がなかったなどの理由により未評価とした事業が2事業ございました。

こちらについても、事業ごとの令和4年度における取り組み実績等と評価等につきましては、2ページ以降に掲載をしております。

以上で資料3についてのご説明を終わらせていただきます。

○澁谷委員長

では、今のご説明につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございましたら、ご発題をお願いいたします。

未評価のものとか、Cのところも1件あるということですが、令和4年度の現状の報告ということですので、委員の皆様からご意見等がないようでしたら、こちらは現状について把握をしたということで進めますが、いかがでしょうか。——よろしゅうございますか。

先ほどの家庭支援などのところは、共育計画とかなり深く関連するところですので、先ほど出た意見も踏まえつつ、必要な事業が適切に行われているかどうかは、次期会議体の中でも注視をして、委員の皆様から建設的な意見をお伺いできればと思います。

オンラインの方も含めて、よろしければ、次の議事に進めてよろしゅうございますか。

(3) その他

○澁谷委員長

次に、議題の(3)「その他」としまして、委員の皆様から何かございますか。——ないようでしたら、事務局からは何かございますか。

○事務局

次の3「報告」に入る前に、先ほどお手元の配布が漏れました「子ども・若者の意見表明を考えるワークショップ」のチラシをただいま皆様に配布させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[資料配布]

○澁谷委員長

こちらのチラシは報告の中で何かご説明等いただけるというふうに理解してよろしいですか。——では、よろしければ、議事については以上です。

3 報告

(1) 今後の子ども施策等について

○澁谷委員長

3「報告」、(1)「今後の子ども施策等について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

資料4をごらんください。「今後のこども施策等について」ということで、幅広く7点ございますので、1点ずつ簡単にご説明をさせていただきます。

まず、子育て企画課から「こどもまんなか社会の実現に向けた本市の取組について」ということでご報告をさせていただきます。

ご存じのとおり、この4月にこども家庭庁が設置されまして、こども基本法も施行されましたことから、国を挙げて子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えるという「こどもまんなか社会」を進めるということを取り組んでいくことが示されております。

(2)「こども基本法」というところをごらんいただきたいのですが、この4月に施行されました。簡単に言いますと、国や地方公共団体が子ども施策を行うにはどういうふうに当たっていかねばいけないかという、国や地方公共団体を名宛てにした法律が制定されたと捉えております。

この中で6つの基本理念のほか、子ども施策に関する大綱の策定について示されまして、地方公共団体には次の責務や義務を求めていくような規定が設けられました。この中で、特に点線の枠内ですが、3点目の第11条、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じていかなければならないという規定が、具体的には今後の取り組みとして必要になってくると思っております。

2ページをあけていただきまして、「本市における今後の取組」でございます。まず、令和5年度につきましては、アからエの4点を意識して進めてまいりたいと思っております。

1点目としまして、ア「庁内横断的な連携体制の構築」といたしまして、まず庁内の周知啓発、認識の共有を進めてまいります。

また、イ「市町村こども計画の策定に向けた準備」といたしまして、今この進捗管理をいただいている「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」、「藤沢市子ども共育計画」、その次期計画策定が来年度ということになっておりますが、その基礎調査を今年度これから進めるところであります。

これとあわせまして、今後こども基本法で示されるとされているこども大綱が出ましたら、そこに基つきまして、「市町村こども計画」というのをつくっていくことが努力義務とされたこともありますので、計画として一本化していくような方向で、ここの会議でもご議論をいただければと思っております。

ウといたしまして、「こどもの意見反映の推進」としまして、どうやって子どもに意見を表明していただき、それをどうやって反映していく取り組みをするかというところを検討や試行していきたいと思っております。

今お手元に配らせていただきましたワークショップのチラシでございますが、7月27日と8月23日、2回でワンセットのワークショップなのですが、子どもや若者を公募いたしまして、この中で今どんなことを考えているかとか、どういうツールであれば意見を言いやすいかとか、今の若者の考え方といったものをいろいろ聞いていきたいなと思って、試行的に開催をしようと思っております。みらい創造財団さんとか、青少年指導員協会さんとか、周知にはいろいろな方のご協力をいただいているところです。

エといたしまして、「新たなこども施策の検討」ということで、今まで取り組んでいない施策も含めて、今後新しく検討を進められればと思っております。

駆け足で申しわけありませんが、以上になります。

○事務局（子ども家庭課）

次に、3ページの2「こども家庭センターの設置について」、子ども家庭課から説明させていただきます。

(1)「児童福祉法の改正」につきましては、平成28年の児童福祉法等の改正以降、児童福祉分野では子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野では子育て世代包括支援センターの設置が市町村で進められてきております。しかし、両機関で情報共有が十分にされておらず、児童虐待など深刻な事案に至った事例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められているところです。

そのため、令和4年6月15日に公布されました児童福祉法等の一部を改正する法律において、両機関の機能や役割を維持しながら、組織を一体的に運営し、支援強化を図る体制としまして、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務となりました。

(2)「本市の現状と今後の取組」でございます。現在本市では、子ども家庭支援総合拠点を子ども青少年部子ども家庭課において、子育て世代包括支援センターを健康医療部健康づくり課において、それぞれ所管しております。これまでも両機関において、連携を

密にとりながら、児童虐待対応や相談支援を行ってまいりましたが、このたび法改正を受けまして、一連の支援を切れ目なく、さらに充実させるため、両機関が一体的に取り組むことができるこども家庭センターへの転換を進めてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、虐待対応や相談支援の状況を関係課で情報共有するため、現在構築中の児童相談システムを、令和5年12月を目途に稼働させるとともに、今後示される国のガイドライン等の内容に基づいて、子ども青少年部と健康医療部で調整を行いながら、「国が示す組織体制のイメージ」の図1を参考として、令和6年4月の開設に向けて準備を進めてまいります。

そして、こども家庭センターへの転換後におきましては、従来の児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等に加えまして、新たな対応といたしまして、下部の図2のように、センター長を責任権者として、児童福祉と母子保健の双方に十分な知識を持つ統括支援員を中心に、妊産婦支援や子育て等に関する相談を受けて、確実に支援につなぐためのサポートプランの作成、支援体制の充実を図るための地域資源の開拓を実施していく予定でございます。

以上でこども家庭センター設置の報告を終わらせていただきます。

○事務局（子育て企画課）

続きまして、4ページに移りまして、3「保育需要の状況と今後の対応について」、子育て企画課からご説明をさせていただきます。

まず初めに、(1)「待機児童数の状況」でございます。令和5年4月の保育所等利用申し込みにつきましては、昨年度と比較しまして、就学前児童数が481人減少する中で、保育所等利用申し込み児童数は163人増加をしております。また、入所決定児童数は148人増加しましたが、希望した施設に入所することができなかった入所保留児童数も15人増加し、国基準の待機児童数は3人となりました。これはこの表の一番下に記載の「定員充足率」の上昇が主な要因となっております。

続きまして、(2)「保育需要への対応」でございます。このような状況を踏まえまして、次のアからウまでのような対応を図りながら、今後の保育需要の動向を見極めた上で、さらなる取り組みを検討してまいります。

まず初めに、ア「既存保育施設の定員拡大」につきましては、現在、法人立保育所の二葉保育園が、来年4月の開所に向けて、5人の定員増を伴う再整備を進めているところで、こちらにつきましては引き続き支援を行ってまいります。また、既存保育施設の

定員構成の見直しなど、需要に即した受け皿の確保を、より一層進めるための方策を検討してまいります。

5ページに移りまして、イ「私設保育施設等での受入れ」につきましては、一定の基準を満たす私設保育施設を藤沢型認証保育施設事業の対象拡大に努めるとともに、幼稚園が行う預かり保育事業の長時間化等の推進等によりまして、保育需要への対応を図ってまいります。

次に、ウ「保育士不足への対応」についてでございます。令和5年4月の保育所等利用申し込みにおきまして、保育士不足を理由に受け入れができなかった定員枠が127人分生じておりまして、この定員枠で受け入れを行うためには38人の保育士が必要な状況となりました。ただ、昨年度と比較しますと、やや改善傾向にはございますが、保育士不足は保育の受け皿確保における課題となっております。

今年度はこれまでの保育士確保策の実施に加えまして、保育士宿舎借り上げ支援事業ですとか、保育士就労奨励助成事業の対象拡大等を図るとともに、保育士向けの就職相談会を近隣自治体と協同で開催するなど、対策の充実を図ってまいります。また、国が先日晒した保育士の配置基準につきましても、国の見直しの動向を踏まえて対応を検討してまいります。

最後に、(3)「多様な保育ニーズへの対応」といたしましては、本市では一時預かり事業や病児保育事業、医療的ケア児保育事業等を実施しておりますが、これらの事業におきましても、今後の利用者ニーズを踏まえまして、実施体制の拡充や対象要件の緩和等を検討してまいります。

○事務局（青少年課）

続きまして、放課後児童クラブにつきまして、青少年課から説明させていただきます。

令和5年4月時点の入所・待機の状況は、市内全77クラブ、定員4665人に対して、入所されたお子様が4230人、待機されているお子様が113人となっております。

下の表を見ていただきますと、令和4年度との比較が出ております。定員も、入所しているお子様も、令和4年度に比べてふえているのですが、待機しているお子様もふえている、そのような状況でございます。

市の計画に沿って、こういった待機児童を解消するために、今後も児童クラブの整備を、ことしと来年の2カ年で進めていく予定です。その辺の詳細につきましては、(2)「今後の整備等」でスケジュールも含めて触れさせていただいておりますので、ご確認ください。

続きまして、「放課後子ども教室の拡充について」も、あわせて青少年課からご説明させていただきます。

市で策定しました藤沢市子どもの居場所づくり推進計画におきまして、地域子どもの家、児童館が整備されていない6小学校区で、放課後子ども教室の整備を目指すという計画となっております。その6小学校区のうち、今年度は2小学校区、御所見と善行で試行、来年度から本格実施といった流れで検討、それから検討の次の段階の人の募集とか、そういったところを進めているところです。

残りの4小学校区につきましては、来年度以降、今年度と同じようなスケジュールで進めていく考えでおります。

○事務局（健康づくり課）

続きまして、6ページ下段の6「母子保健事業の拡充について」、お伝えいたします。

母子保健事業につきましては、主に母子保健法等に基づきまして、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」に従って、母子保健施策の推進に取り組んでいるところでございます。

先日、国における「こども未来戦略方針」が閣議決定されまして、支援が手薄な妊娠・出産期から2歳までの支援を強化することが示されておりまして、本市におきましても、妊娠期からの切れ目ない支援の一層の充実に努めているところでございます。

具体的な拡充等、令和4年度末から令和5年度にかけての事業については次のとおりとなっております。「こども未来戦略」の中の加速化プランにも示されておりませんが、令和5年2月から出産・子育て応援事業を開始しまして、経済的支援と伴走型相談支援の2本を柱としまして、支援の拡充を図っております。

経済的支援としましては、妊娠期・子育て期に各5万円ずつ、計10万円の給付を行うとともに、伴走型相談支援では、妊娠届け出時、妊娠8カ月時、産後のハローベビィ訪問時の3つの時期に、情報提供や個別相談等を行いまして、必要な場合には個別の支援につながるという連携を行っております。

また、令和5年度に入りましてからは、4月から、産後すぐの入院中に、退院前に受ける新生児聴覚検査の費用の一部助成を開始します。また、多胎妊婦の妊婦健康診査は回数が多くなりますので、費用助成を5回分上乗せさせていただいております。また、産後ケア事業におきましては、アウトリーチ型を新たに加え、拡充を図っているところでございます。

ここには記載しておりませんが、今現在、検討中の事項としまして、「こども未来戦略」の経済的負担の軽減にも含まれる低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成ですとか、産後ケア事業の利用料の低減といったところについても、今準備を進めているところでございます。

○事務局（子育て給付課）

続きまして、7ページ、7「小児医療費助成制度の拡充について」、ご説明させていただきます。

小児医療費助成費は、子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、子どもたちの生活を支援することにより、全ての子どもたちが笑顔で健やかに育つ、子育てしやすい環境づくりの推進を図るための制度になります。今年度、令和5年4月から、中学生の所得制限を現在撤廃しておりますが、今後の拡充につきまして、令和6年4月、来年度当初から、助成対象年齢を高校生世代、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大を予定しております。このことによりまして、子育てしやすい環境づくりの推進をさらに進めてまいりたいと思っております。

○澁谷委員長

本件は、国の動向を踏まえて、これから市として取り組む事項ということの報告事項に当たるものですが、本件につきまして、委員の皆様から何かご質問やご意見ございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

こちらは議論すると、多分意見が出てきてたくさん議論しなければいけないことが詰め込まれているのですが、本日は今後に向けてのご報告という形で位置づけておりますので、この場で特段ご意見がなければ、次期の委員の方たちに、また積極的にご議論いただく事項かなと考えております。

（2）医療的ケア児の相談窓口について

○澁谷委員長

では、報告事項の（2）「医療的ケア児の相談窓口について」、こちらについても事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども家庭課）

配布資料、カラー刷りの「ぐータッチ」のリーフレットをご用意ください。

令和4年度第4回子ども・子育て会議でご報告をさせていただきました「医療的ケア児

の相談窓口について」、チラシができましたので、ご報告いたします。

まず、医療的ケア児について簡単にご説明いたします。医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むため、医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である児童のことです。また、医療的ケアとは、人工呼吸器管理や喀痰吸引、経管栄養、酸素療法、気管切開などを言います。

藤沢市には、令和4年4月時点で60人弱のお子さんを把握しております。医療的ケアのあるお子さんは、心身の状況に応じた保健・医療・障害福祉・保育・教育などの各関連分野の支援が受けられるようにすることが難しく、これまでの課題となっておりました。

そこで、本市においては、ことし4月に法人に委託をし、医療的ケア児等の相談窓口を開設いたしました。医療的ケア児等相談支援事業と総称しまして、「ぐータッチ」の名のもと、関係機関のネットワーク構築を含め、展開をしていくこととなります。

折り返し1つ目を広げてください。相談日は平日の月から金、8時半から17時、利用方法は電話、ファクス、来所、必要に応じて訪問により対応いたします。場所は辻堂のアイクロス2階となっております。

さらに開いて中をごらんください。ご本人やご家族だけでなく、支援する関係機関についても対応いたします。さまざまな不安や相談事への対応、サービスに関するご相談などに応じます。また、医療機関からの退院支援、福祉サービスなど、必要な支援等につなぐこともいたします。最終的には関係機関が連携し、顔の見えるネットワークづくりを目標としております。

ただ、医療的ケア児の支援やサービスはまだまだ不十分なことが多くございます。これらの課題につきましては、藤沢市単独での解決は難しいため、茅ヶ崎市や寒川町を含む圏域での課題を抽出し、神奈川県と連携して段階的に取り組んでいくこととなります。

「ぐータッチ」の説明は以上となります。

○澁谷委員長

説明がよろしければ、本件につきましてご質問やご意見ございますか。

○久保委員

質問が1つと意見が1つあります。

まず、質問としては、こちらの資料は具体的にどちらで配布されるのかを教えてください。

次に意見です。この話自体というよりは、今後も医療的ケア児について議論されていく

と思うのですけれども、これは事務局の皆さんや委員の皆さんにお願いなのですが、今後議論する際に、今、藤沢市障がい者総合支援協議会の中で、重度心身障がい児者の支援に関する提言書というのが出されております。その中で医療的ケア児について出されているようなので、こういったデータとか資料を閲覧した上で議論していただければいいのかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○澁谷委員長

では、まず、久保委員からのご提言を含めて、事務局から配布場所等につきましてご回答いただければと思います。

○事務局（子ども家庭課）

ご意見ありがとうございます。配布場所についてですが、現在「ぐータッチ」の担当の者が、医療機関とか関係機関をいろいろ回っているところでございます。その際に直接お渡ししているのがまず第1です。

あと、医療的ケア児のお子さんにつきましては、基本的には医療から地域に出る際、健康づくり課さんとか、いろいろな機関がつながっているお子さんがほとんどだと思っておりますので、関係機関から「ぐータッチ」の情報が行くというのが一番スムーズかと思っております。

もしこちらのリーフレットがどうしても欲しいという場合は、子ども家庭課のほうから配布もできますし、「ぐータッチ」のほうから説明しながら配布することも可能ですので、何かありましたら、おっしゃっていただけたらと思います。

○澁谷委員長

では、ご意見につきましては、以前よりいただいているところですので、障害の部分と子どもの部分がスパッと切れないように、しっかりこちらでも必要な情報提供をいただけるように、事務局には引き続きお願いしてまいりたいと思います。

○松尾委員

基本的なところですみません。ケア児と言ったら、何年生までとか、何歳までと考えておけばいいですか。

○事務局（子ども家庭課）

基本的には18歳未満となっています。所属する学校、高校とかがあれば、卒業の3月までというふうに基本的にはなっております。

○澁谷委員長

そのほかよろしゅうございますか。本件につきましては、特にご意見、ご質問ないでしょうか。

(3) その他

○澁谷委員長

30分少ないと、大分バタバタして申しわけないのですが、特にないようでしたら、3「報告」の(3)「その他」に入りたいと思います。委員の皆様からこの場で何か情報共有等なさりたいことはございますか。

○久保委員

保育課に意見と質問があります。

皆さんのお手元に資料がなくて申しわけないのですが、ふじさわ認可保育施設申込ナビの中の「保育を必要とする事由」の必要書類についてです。この項目の中に「障がい者手帳等のコピー」とあると思うのですが、この「等」というのがよくわからないので、教えていただきたいです。

あと、意見としては、障害に関する診断書や意見書があると思うのですが、そういうのも対象になるのか、あとは、診断書や意見書でもいい場合は、お医者さんが発行したものなのか、藤沢市が指定するものなのかどうかがよくわからないので、その辺の記載も欲しいなというのがあるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（保育課）

ご質問ありがとうございます。

ただいまの「障がい者手帳等」のところで、医師の意見書等といったものも兼ねさせていただいているところもございます。そういうことですので、医療機関から発行されたものというのが原則となっております。

○澁谷委員長

そのほか、委員の皆様から何かございますか。——ないようでしたら、報告につきまして、事務局からございましたらお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

次回の会議につきましては、8月4日（金）9時30分から、藤沢市本庁舎8階の会議室8-1、8-2で開催させていただく予定となっております。開催通知につきましては、後日また別途お送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の山中までお持ちくださいますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今回の会議をもちまして、現在の委員の皆様にご参加いただく会議は最後となります。これまでお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

○澁谷委員長

事務局からは以上ですか。こちらのチラシ等は特に何もありませんか。

○事務局（子育て企画課）

先ほどの報告の中で、取り組みの一環として、直近のものでしたので、ご案内を差し上げました。特にはございません。

5 閉 会

○澁谷委員長

では、これで本日の日程は全て終了という形になります。本来でしたら、一番最後の会議体で、委員の皆様から一言ずつというところなのですが、どうしても 11 時半には必ず会場を明け渡すというか、終了しなければいけないということですので、その点、進行の不手際も含め、ご容赦いただければと思います。

そういうことで現体制での会議はこれで最後となります。2年間、委員の皆様には会議にご協力いただき、誠にありがとうございました。また、本日は速やかな進行へのご協力ありがとうございました。

以 上